

とんだばやし認定調査通信（18号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

7-1. 障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度） 【判断に迷う特記事項の例】

日中ほとんどベッド上の生活、トイレ、食事の際には介助が必要。寝返りは自分でできる。

「選択 C1」

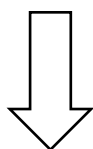
【判断に迷う点(気になる点)】

排泄、食事に介助が必要というだけでCランクと判断していないか。

【定義】(調査員テキストより)

障がい高齢者の日常生活自立度判断基準（要約）

生活自立	J	障がい等があるが、日常生活はほぼ自立し、 独力で外出 1. 公共交通機関等を利用して遠方への外出 2. 隣近所への外出
準寝たきり	A	屋内生活は概ね自立、 介助なしに外出しない (house-bound) 1. 介助により外出（頻度多い）日中はほとんどベッドから離れて生活 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活にはあるが、比較的離床時間が長い
寝たきり	B	屋内生活で介助必要、 日中もベッド上が主体 、座位は保つ (chair-bound) 1. 車いすに移乗し、食事・排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗
	C	一日中ベッド上 、排泄・食事・着替で介助が必要 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りをうたない



本人の状態に注目して判断しよう。

POINT !

日常生活自立度の判定に際しては「～をすることができる」といった能力の評価ではなく「状態」、特に『移動』に関わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価する。

【わかりやすい特記事項の例】「B1」

日中ほとんどベッド上の生活、トイレ、食事の際には介助が必要。食事、排泄はベッドから離れて行い、移動には車いすを使用し、移乗は介助されていない。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。